

( 公 印 省 略 )

事 務 連 絡  
令和2年 3月31日

居宅介護支援事業所 各位  
市内介護保険施設 各位  
市内医療機関 各位

臼杵市高齢者支援課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の 臨時的な取扱いについて（通知）

令和2年2月18日付厚生労働省老健局老人保健課発出事務連絡に基づき、介護保険施設等に入所又は医療機関等に入院している要介護（支援）認定更新申請中の被保険者で、当該施設が新型コロナウイルス感染症の感染防止のため第三者の入館が禁止されており、現に有する要介護（支援）認定の有効期間（以下「従来の期間」という。）の末日までに認定調査を行うことが困難である者については、従来の期間に「12ヶ月」を合算する取扱いとします。

なお、本取扱いの該当については、臼杵市より該当する被保険者の介護支援専門員または要介護認定申請提出代行者へ連絡を行います。

記

(参考)

令和2年2月18日付厚生労働省老健局老人保健課発出事務連絡

#### 【本取扱いに関する担当】

臼杵市役所  
高齢者支援課 介護保険グループ  
担当：橘  
〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1  
TEL：0972-86-2717（直通）FAX：0972-64-0964  
E-mail：s-tachibana@city.usuki.lg.jp